

○内閣府告示第五十八号

子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）附則第二十条の規定に基づき、子ども・子育て支援法施行令附則第二十条の規定に基づき内閣総理大臣が定める基準を次のように定め、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

子ども・子育て支援法施行令附則第二十条の規定に基づき内閣総理大臣が定める基準

子ども・子育て支援法施行令附則第二十条の規定による国の補助金の額は、次に掲げる額のうちいづれか少ない額に別に定める率を乗じた額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- 一 保育充実事業の実施に必要なと認められる額又は特定市町村若しくは事業実施市町村が保育充実事業の実施に必要なと認める経費のうち補助の対象となる経費に係る実支出額のいづれか少ない額
- 二 保育充実事業の実施に要する費用の総額から寄附金その他の収入の額を控除した額